参考資料2

番号 分類 提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果				
				制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
地熱調査・開発	に十分留意することなど一 定の基準を設けた上で保護	地熱発電のポテンシャルは火山地帯を中心に広がっており、同場所については原生林なども広がっている。事業計画上は保護すべき地域はできる限り避けて検討はするものの、コスト面やポテンシャルの高さなどから、一部の掘削井は保護林に位置せざるを得ない場合がある。自然公園については自然公園法の下、各種開発行為が規制されている。地熱発電の開発行為を行う場合には、第一種特別区域においては区域の外から傾斜掘削が認められている。また、第二種特別区域、第三種特別区域には傾斜掘削に加えて、自然環境の保全と地熱開発の調和が図られる優良事例としてふさわしいものであると判断される場合には、垂直掘削や発電所建設についても認められている(「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」(令和3年9月30日)等)。なお、これらの区域内には保護林が含まれることもある。当該区域も含めて、保護林が含まれる場合、「風力発電・地熱発電に係る国有林野の貸付け等手続マニュアル」(令和3年9月策定、令和4年3月一部改正)においては、「貸付け等に係る基準」の中で「保護林が申請地に含まれてないこと」と明記されており、開発が不可能な状況になっている。 ①そのため、一定の条件の下に保護林の貸付を認めていただくとともに、事業の予見性確保のため、保護林の使用条件について、基準を設けていただきたい。 ②また、法律に規定されていない保護林について、一律に規制するのではなく、自然環境等を評価したうえでご判断いただきたい。	農林水産省	の設置は認めていませ ん。 上記マニュアルにおける	に関する法律(昭和2 6年法律第246号) 第7条第1項第1号~第 5号 ②「風力発電・地熱発電に係る国有林野の貸付け等手続マニュアル」(令和3年9月作成、令和4年3月一部改正) ③「保護林制度の改正について」(平成27年9月28日付け27林国経第49号林野庁	検討を予定	保護林は、我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林や、地域固有の生物群集を有する森林等を保護・管理することにより、森林生態系から遠伝資源の保護環境等を図ることを目的に、森林・林業中団体等の協議である。関係地方公共団体のであり、関係地方公共団体がら横成される保護林で理委員会を設置し、設定区域内の森林は、「原則として人為を記して、記定区域内の森林は、「原則として人為を引いて、設定区域内の森林は、「原則として人為を引いて、一名がの推移に委ねる」こととして、モニタリング調査等の管理行為を行っています。今回の要望に対しては関係団体から提案を同いており、個別に意用でいるとである。今後については関係団体がら提案を得い、傾斜掘削を実施しており、箇所に表帯を提供をお願いする等、保護林に影響のない手法についるところです。今後提出のでは、国立・国定公園における地表が関係では、国立・国定公園における規制の緩和状況等も参考に意見交換を継続して実施してまいります。	

第21回回答と要望 ⑤その他 ※規制・制度(税制を除く)に関する要望に対する回答のみ

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
1		把握が難しい土地 に関する探索・利 活用のためのガイ ドライン」に対す る不在者の証明等	管理人制度の申請円滑化のため、 「所有者の所在の把握が難しい土 地に関する探索・利活用のための	直接的に土地所有者等関連情報(以下、「関連情報」という)を取得するのが難しい事業者は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第43条に基づき、地方公共団体に関連情報の提供を求め所有者の探索を試みる。その際、事業者に対して関連情報を提供できない場合は、情報を提供できない旨及びその理由(本人の所在が判明しなかった旨等)を記載した通知書が事業者に交付することが望ましいとされているが、この通知書も「不在の事実を証する資料」として考慮されうる。そのため、当該資料の取扱いを明瞭にし、より実用的なガイドラインとするために具体例のひとつとして追加していただきたい。	国土交通省	「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行について(平成30年11月15日国土企第37号)」においては、都道府県又は市町村が土地所有者等関連情報の提供の求めを者等関連情報を提供世当部局は、土地所有等関連情報を提供できない場合には、情報報とできなが望ましい。」旨記載しています。当該通知書は本人から情報の提供に同意しない旨の回答があった場合にも交付されるところ、・同意を求める書面が本人に到達しなかった(本人の所在が判明しなかった)場合・当該都道府県又は市町村が情報を保有していなかった場合等に交付された通知書であれば「不在の事実を証する資料」として考慮されうるものと考えられます。 ただし、所有者不明土地法第43条第2項に基づく都道府県知事及び市町村長に対する土地所有者等関連情報の提供の請求を行うことができるのは、地域福利増進事業、収用適格事業では都市計画事業の実施の準備のため当該地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地の土地所有者等を知る必要があるときに限られま	する特別措置法第43条 ・所有者不明土地の利用公等に関する特別措置では、第40の利用を行いて、第40の利用を行い、第40の対抗では、第40の対抗では、第40の対抗では、第40の対抗では、第40の対抗では、第40の対抗では、第40の対抗が対抗が対抗が対抗が対抗が対抗が対抗が対抗が対抗が対抗が対抗が対抗が対抗が対	検討を予定	ご提案の内容について制度の現状欄の記述を踏まえた通知の発出等を検討します。